

◇ 医療・看護・介護・福祉の役立つ情報、元気が出る！医労連のホームページをご覧下さい

愛知県医労連12春闘速報18

発行 2012年5月14日 愛知県医労連・西尾書記長
連絡先 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館本館403
TEL052-883-6955 FAX052-883-6956 E-mail irouren@roren.net

5局長通知を職場で活かそう

5局長通知愛知県の取り組み “医療労働専門相談員”を配置

愛知県労働時間課と企画委員会の進捗状況について3回目の懇談を行いました。企画委員会は10/26, 12/14, 2/8と開催し研修会も開かれ9病院のヒアリングを実施しています。以下は聞き取りの内容を紹介します。

研修会には150施設230人が参加 追加研修を6月に開催 内容は“法令遵守”を強調

企画委員会研修会は三河地域で3/14に開催し80人が参加、名古屋市内は3/15に開催し150人で合計230人が参加。約150施設が参加したので県内病院（333病院）約半数の参加。参加希望が多く100人は断ったため、同内容で6/7に追加開催を行い愛知県医労連の参加も呼び掛けられました。（*愛知県医労連もご招待されました）

研修会の内容は、ワークライフバランス以上に労働基準法「法令遵守」について労働調査会出版局の「病院、医院の労務管理実務－看護師等の「雇用の質」の向上をめざして－と「労働関係法のポイント」の教材などを用いて行った。この研修会資料は愛知県に新たに予算申請を行い了承され全参加者に配布した。

研修会のアンケートは75%～80%評価された。基本レベルから始めたため、一部すすんだ病院からは物足りなかつたか。他に意見としては回数を増やして開催してほしい4月人事異動があるため、再度実施してほしいという声があった。法令を伝える目的は果たせたのではないかと思っている。

「医療労働専門相談員」を全国14名に配置

厚労省で新たに予算措置が取られ、「医療労働専門相談員」が全国14名、11の局に配置し東京、愛知は2名ずつ、大阪は1名配置された。本省で研修を行い4月から各局、愛知は時間課内に配置し、専属で重点的に取り組む。役割は医療機関から要望があれば出向いて支援を行い研修を行うことなどに対応していく。すでに1病院から企画委員会の研修会の内容について講師派遣要請があり対応をした。



今後の企画委員会の役割 県内9病院をヒアリングし事例集を作成予定

9病院で実施したヒアリングについて事例集を作りたいと考えている。そのためにもさらに調査が必要。良い取り組みを9病院からつかみ全体に広げていきたい。

今年度は事例をもとに法令をもっと深めたいと考えている。36協定を結んでいるか、36協定の主旨が理解されているか、「休日」とは0時から24時まであけなければいけないのだと、労働時間を考え機能できているのか、について深めていきたいと考えている。（取り締まる意味ではなく、勤務表、タイムカードを直接みてほしいと要望を伝える）

他団体とよりよい関係を築きながら通知が実施される立場で愛知県としてすすめたい。第3、4半期にまた研修会を実施し300名の規模で実施していきたい。

愛知県医労連への要望

医労連さんは最大の組織であり情報量も持ち運動もすすんでおり、よりよい関係を築いていきたい。これからも引き続き面談を開催しご指導をいただきたい。佐々木司さんの2交代ルールの書籍にも関心を持たれ4冊購入していただきました。

2011年6月17日、厚生労働省が看護職員の勤務環境改善を求める通知を出しました。日本医労連の5局長通知のパンフレットを読み合わせ、職場で活かそう。

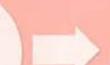
**看護師等の「雇用の質」の
向上のための取り組みについて**

厚生労働省の「通知」を 職場の改善に活かしましょう！

厚生労働省

医師会長
労働基準監督官
職場改善委員会
監視団長・監査委員会
保健師

**各都道府県労基
各都道府県労使
日本労働組合連合会・日本労使会
日本労働組合・全日本労働組合
日本労働組合連合会
日本労使会連合会**



2011年6月17日、厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の
向上のための取り組みについて」の通知を発しました。

この通知は、看護師等の労働環境がより良くなり、
待遇、年俸等が改善されることを、看護師等の職場
にしてきたからです。日本労働組合・労使連合
等も、そのうちから私たち日本労働組合の
全国の職場で実現してきました。

5種類通知が出たのは運動の成果

職場で活用しよう

看護師の労働環境改善を求めて5種類通知
が出たのは、看護職の労働環境がより良くなり、
待遇、年俸等が改善されることを、看護師等の職場
にしてきたからです。日本労働組合・労使連合
等も、そのうちから私たち日本労働組合の
全国の職場で実現してきました。

私たちはこの運動でこれまでに「通知」です。2011
年7月15日、日本労働組合連合会(厚生労働大臣に提出し、「看
護職等に働き方改革を働きかけてきなさい。目標を定めて実行
した結果で、ぜひ職場に届けてください」と趣旨を受
けました。私たち看護職の労働環境改善
に取り組んでください。

2010年11月、新「厚生労働省・都の通知」
の内容が発表されました。日本医師会も90
分にわたりヒアリングをされ、省庁との相
談会で日本医師会の調査結果が2ヶ所で示
用されています。

「通知」をパンフレット
職場で活用しよう！



Q&A

通知のポイントは何?

A. 看護師の勤務環境があまりにも厳しいので、関係機関が協力しあって早急な改善をするように厚生労働省が呼びかけたことです。そして魅力ある職業とするための「職場づくり」「人づくり」「ネットワークづくり」など具体的にとりくむとしています。

【通知】から

看護師等は勤務を含む交代制勤務等により、厳しい勤務環境に置かれている者も多く、(中略)健康で安心して働ける環境を提供し、雇用の質を高めていくことが製策の課題。

【通知】から

看護業務が就職先として選ばれ、健康で生きがいを持って能力を発揮し続けられる職業となることを進めためには、医療行政と労働行政が共通認識を持ち、関係者がそれぞれの立場で勤務環境の改善等に向けた可能なものから取り組むが必要がある。

診療報酬が上がらなきゃ無理じゃない?

A. 2010年の診療報酬改定の結果なども見ながら、「2012年の診療報酬改定改定に向けて検討」と「通知」はいっています。経営者の側も今まで以上のアクションが必要です。勤務環境改善のコストを要求するなど、労働組合と共にして運動していくことが必要です。診療報酬・介護報酬を改善させましょう。

「健康に不安」が3分の2

【グラフ】自分の健康状態

状態	割合
病気がちで健康とはいえない	3.1%
大変不安	11.3%
健康である	34.2%
目前に不安	50.5%
総計	100.0%

【グラフ】仕事で辞めたいと思う主な理由

理由	割合
「仕事を辞めたいと思うことにいつも思う」「ときどき思う」と答えた方(50.6%)	46.1%
「資格がない」	37.0%
「思うように休みが取れない」	35.4%
「夜勤がつらい」	30.5%
「思うような看護ができるとは思っていない」	30.5%
「職場の人間関係」	21.1%
「家庭に負担かける」	18.1%
「医療事故が不安だから」	16.8%
「医療・看護の高齢化についていけない」	11.1%
「その他」	7.5%
「回答なし」	1.1%

【グラフ】ノックグラフ・協力プロジェクトで検討会にて、日本医師会「2012年診療報酬改定の小結(案)」

通知のポイントは?

「通知」って効果があるの?

▲ 責任追及の根拠になります。

「通知」には、法的なような根拠はありませんが、この内容が実現されずに問題が生じた時、責任追及の根拠となり得ます。具体的な労働時間規制には、労働法の改正が必要です。法改正には、使用者側もまたこんな大きな運動が必要で時間も必要します。緊急な改善を求めて今回「通知」がされました。職場で具体的な改善をさせることが重要です。

具体的な内容では…その1

労働時間の改善を求めている。

【通知】から

交代勤務等に伴う負担をできる限り軽減し心身の健康を確保することは、医療安全の点からも重要。

【通知】から

具体的な改善策として、交代勤務の実用面の工夫、所定時間外勤務の削減等が考えられる。

【通知】から

被雇を主として月8日以内の夜勤割合を基としつつ、十分な勤務間隔の確保を含め、より負担の少ない交替勤務に向けた取組を着実に進めることが望まれる。

「十分な勤務間隔」とは
12時間以上、
「負担の少ない交代制」とは
16時間以上の長時間夜勤は問題ということ。

厚生労働省の「通知」を使って職場の改善を

どうやって使うの?

A. 各県や労働局に対しては、この「通知」を病院や関係団体に周知して改善をさせるよう求めます。そして、職場では改善の具体的実行を求めていきます。交渉で要求実現!私たち労働組合の出番です!

【通知】から

労使双方が協力し、労働時間等の設定の改善及びこれを通じた交代勤務の負担軽減に向けて、それぞれの現状の実態に即した取組を主体的に進めることが必要。